

平成21年 6月30日 制定

平成21年12月11日 改正

平成23年 6月30日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター（以下「耐震改修支援センター」という。）と既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱（以下「制度要綱」という。）第21条の規定に基づき、社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において特に定義しているものの他は、制度要綱第3条に規定する用語の定義による。

第2章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(プレート交付の対象建築物)

第3条 プレート交付の対象建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本会建築物耐震診断等評価委員会（以下「評価委員会」という。）において既存建築物の耐震診断について、当該建築物の耐震性が建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の耐震基準に適合する旨の判定を受けた建築物
- 二 評価委員会において既存建築物の耐震改修計画について、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する旨の評定を受け、耐震改修工事が適切に実施されたことが確認された建築物

(プレート交付の申請者)

第4条 プレート交付の申請者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する建築物の所有者又は管理者とする。

(プレート交付申請)

第5条 申請者は、プレート交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、これを本会に提出することができる。

- 一 申請に係る建築物が第3条第一号に該当する場合にあっては、本会が交付した当該建築物の耐震診断に係る判定書の写し及び耐震診断結果が記載されている耐震診断報告書
- 二 申請に係る建築物が第3条第二号に該当する場合にあっては、本会が交付した当該建築物の耐震改修計画に係る評定書の写し、建築物の耐震改修工事報告書（第1-2号様式）及び添付資料（耐震改修工事チェックリスト（第1-2号様式添付様式）及び工事写真その他本会が必要と認めた資料をいう。）

(交付審査及びプレートの交付)

第6条 本会は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、プレート交付決定書（第2号様式）を申請者に交付する。

2 本会は、プレート交付決定書とともに、申請者にプレートを交付する。

(プレートに記載する事項)

第7条 プレートに記載する事項は次に掲げる事項とする。

- 一 建築物名称
- 二 所在地
- 三 交付番号 プレート交付者番号－プレート交付年の西暦の下二桁－建築物の所在する都道府県番号（J I Sコードによる）－プレート交付の通し番号
- 四 交付年月日
- 五 交付者 社団法人北海道建築士事務所協会

(手数料)

第8条 申請者は、プレートの交付申請にあたっては、次の表一に掲げる交付手数料を現金又は表二に掲げる本会が指定する銀行口座への振込により本会に納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

表一

| | プレートの種類 | 単位 | 交付手数料 |
|-------------------|--|-------|---------|
| 交付 手 数 料 | 木製 | 1プレート | 10,000円 |
| | アクリル製 | 1プレート | 10,000円 |
| | ステンレス製 | 1プレート | 25,000円 |
| | ステンレス製プレートの取付については、専門業者に依頼することを推奨する。 ボンド取付キットが必要な場合は、1セットにつき8,000円を加算するものとする。 | | |

表二

| 銀行名 | 預金種目 | 口座番号 | 受取人 |
|---------|------|---------|------------------|
| 北海道銀行本店 | 普通 | 0101002 | 社団法人 北海道建築士事務所協会 |

(公表)

第9条 プレートの交付を受けた建築物は、本会のホームページ等に公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、次のとおりとする。ただし、第一号から第四号に掲げる事項は、申請者の同意を得た上で公表するものとする。

- 一 建築物の名称
- 二 建築物の所在地
- 三 建築物の用途
- 四 建築物の所有者（法人である場合はその名称）
- 五 プレート交付年月日
- 六 交付番号

(報告)

第10条 本会は、プレートの交付に関して必要があると認めるときは、交付を受けた者に対し、報告又は資料の提出などを求めることができる。

(交付の取り消し)

第11条 本会は、プレートの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その交付を取り消すことができる。

- 一 申請者が交付の取り消しを申請した場合
- 二 偽りその他不正な手段によりプレートの交付を受けたことが判明した場合
- 三 当該建築物が耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合
- 四 正当な理由がなく、前条の規定に基づく報告又は資料の提出などを拒否した場合
- 五 プレートの運用にあたって不誠実な行為を行った場合

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

(耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録)

第12条 本会は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録をプレート交付者登録書（第3号様式）により行うものとする。

(耐震改修支援センターへのプレート提供の申込)

第13条 本会は、耐震改修支援センターにプレートの提供をプレート提供申込書（第4号様式）により申し込むものとする。

第4章 その他

(耐震診断・耐震改修マークの普及)

第14条 本会は、本制度の普及促進に努めるとともに、耐震診断・耐震改修マークについても印刷物に記載する等普及に努めるものとする。

(その他)

第15条 この運営要領に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年12月11日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年8月1日から施行する。